

表 4 - 3 概況調査の結果（平成 20 年度）

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数
環 境 基 準 項 目	ジクロロメタン	0.02	0.002	60	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	60	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	60	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	60	0	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	60	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	60	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	60	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	60	0	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	60	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	60	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	60	0	0
	カドミウム	0.01	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	2(2)	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	PCB	不検出	0.0005	30	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0	
セレン	0.01	0.002	30	0	0	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	28	0	
ふっ素	0.8	0.1	30	11	0	
ほう素	1	0.02	30	4	0	
要 監 視 項 目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	(0.04)	0.004	12	0	(0)
	p-ジクロロベンゼン	(0.2)	0.02	12	0	(0)
	トルエン	(0.6)	0.06	12	0	(0)
	キシレン	(0.4)	0.04	12	0	(0)
	1,4-ジオキサソ	(0.05)	0.005	12	0	(0)

(資料：環境政策課)

- (備考) 1 調査地点数は1地区1地点の計60地点である。  
 2 福井市(特例市)実施分を含む。  
 3 要監視項目については、指針値を( )内に示す。  
 4 検出地区数の( )内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数を示す。  
 [汚染の判断基準：砒素 0.005mg/L、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、ふっ素 0.4mg/L、  
 ほう素 0.5mg/L]

表 4 - 4 汚染井戸周辺地区調査の結果（平成20年度）

調査実施地区		坂井市春江町石塚・上小森地区	環境基準値： 0.01 mg/L 検出下限値： 0.005 mg/L
調査地点数		2地点	
汚染物質名		砒素	
調査結果	検出地点数	0地点	
	環境基準超過地点数	0地点	

(資料：環境政策課)